

条例第8条第2項の規定による公表内容

実施機関名（担当部課）	伊予市長 （総務部企画財務課）	
政策等の案の名称	伊予市自治基本条例（案）	
政策等の趣旨・目的 作成経緯	分権型社会に対応した自己責任と自己決定に基づく自治体運営を進めていくため、伊予市の自治の基本理念及び基本原則を定めた「伊予市自治基本条例」を制定し、「参画と協働のまちづくり」を推進する。	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
1	条例案をつくる過程でもっと市民の声を聞くべきであったのではないか。	<p>条例素案を検討する際、公募による市民等で組織された審議会で協議を行うとともに、より多くのご意見をお聴きするため意見公募を行いました。今回条例制定に際し、改めて意見公募を実施しました。</p> <p>今後は、より広く、より多く市民の皆さんに関心を持っていただき参画と協働のまちづくりが進められるよう情報の共有化にも工夫をしていきます。</p>
2	今回の条例は、市民・議会・行政の三者が一緒にまちづくりや市政運営をすすめているという趣旨の条例であるため、やわらかい印象を与える「ですます体」を用いる方がよいと思われる。	他の自治体で制定された自治基本条例では、親しみやすい条例とするため、通常法令では使用されない「です・ます体」を用いている事例もありますが、本市自治基本条例素案を検討する中で、現状の文体を使用するよう決定しており、その結果を尊重するよう考えています。
3	条例案には具体的な実施手続きや事項を「別に定める」としているところがいくつもあるが、いつまでにどのような形で示すかをはっきりさせてほしい。	<p>条例の規定を制度化するにあたっては、別の例規（条例・規則・規程・要綱等）に具体的な実施内容等を規定する必要があります。</p> <p>本条例に規定されているものの中には既に先行して制度化された行政評価、意見公募手続等があります。今後、自治基本条例の施行に併せ、できるだけ早い時期に関係例規を整備したいと考えております。</p>
4	第3条の「定義」の「解説」の部分に、「市民」には満20歳未満の青少年及び子どもが含まれていることを付け加えてほしい。	条例の解説については、より市民に分かりやすいものとなるよう、随時、修正を加えていきます。

5	第7条の「市議会の権能と責務」の項に、市議会が、議会基本条例を定めることを付け加えてほしい。	市民に対し、議会の役割を明確にすることは必要なことではありますが、その手段・方法等については、市議会で検討することになります。
6	第12条に、総合計画の進捗状況について毎年定期的に公表するよう規定してほしい。	透明性の高い市政を実現するため、財政状況や行政評価結果と同様に総合計画（実施計画）の進行状況を公表することは重要であると考えますので、第12条第2項の規定に基づいた公表の方法等について検討していきます。
7	伊予市自治基本条例は地方分権地域版である。自治会に対しての財源と権限等を明記すべきである。	「自治基本条例」では、市が財政的、人的支援を行うことを努力的義務規定として定め、具体的な内容については、個別に定めることとしています。住民自治組織に対しての財政支援、住民自治組織に付与する権限等については、第24条第4項の規定に基づき整備する関係例規に明記していきます。
8	条例第24条第1項の「必要な財政的、人的支援を行うよう努めなければならない。」を「財政的、人的支援を行う。」に改め、行政と住民自治組織の責任を明確にすべきである。	今後、市内各所で多くの住民自治組織の形成が進むことが想定されますが、現状の規定に基づき、市の財政状況、人員体制を勘案しながらできるだけの支援が行えるよう検討していきます。
9	第5章（住民自治）に基づき、全市域での住民自治組織の制度化に向けて基本方針を明確にしてほしい。	参画と協働のまちづくりを推進するため、市内全域に住民自治組織の形成を進めていくことは重要でありますので、早急に具体的な方向性を定めたものを制定（策定）します。
10	条例第24条第4項に「必要な事項については、別に定める。」とあるが、定める場合は意見公募を行ってほしい。	本市の意見公募手続制度は、「市の基本的な制度を定める条例」、「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」、「総合計画等市の基本的な計画、個別行政分野における計画その他基本的な事項を定める計画等」等について、実施することとしており、第24条第4項に基づき定める例規が規則・規程・要綱である場合は意見公募の対象にならない可能性もありますが、市民生活に深く関係する例規であることを勘案して対象とするかどうか検討していきます。
11	住民自治について、自分の足で歩くことの大切さ、楽しさ、しんどさを味わいつつ続けられるように支援と工夫を重ねながら出発してほしい。	住民自治の推進については、先行事例の検証を進めるとともに市民の皆様のご意見を参考にし、より良い仕組みや方法を検討していきたいと考えています。

12	<p>第27条に「国際交流」に関する規定を付け加えてほしい。</p>	<p>第27条は、他の地方公共団体（国・県・他市町村）との関係について規定しているものであることから、同条に国際交流の規定を追加することは適当でないと考えます。</p>
13	<p>予算減少、サービス低下を市民力（市民の負担）で補おうとするだけではないのかという住民の疑いをはらいのけるだけの説明や現実的な支援努力が必要である。</p>	<p>地方自治体を取り巻く環境が厳しくなる中、伊予市では、出来るだけ市民サービスを低下させないよう限られた財源・人員を有効に活用しながら市政運営を行いたいと考えております。</p> <p>適正な役割分担のもと、みんなで支えあうまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様にもご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
14	<p>伊予市自治基本条例に対する市民の認知や関心を高める事業を具体化してほしい。</p>	<p>伊予市自治基本条例は市民・企業・団体等の理解と協力により実効性と継続性が保障されるものでありますので、パンフレットの作成や説明会の開催等、周知・啓発の方法を検討していきます。</p>